

平成 25 年度 PRTR法に基づく届出状況(平成 24 年度データ)について

平成 11 年 7 月に公布された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(以下、「PRTR法」という。)では、業種や従業員数等一定の要件を満たす事業者は、人の環境や生態系に有害なおそれのある化学物質(第一種指定化学物質)について、事業所からの環境(大気、水、土壌)への排出量及び廃棄物に含まれた状態での事業所外への移動量を把握し、その結果について自治体を経由し国へ届出を行うことが義務付けられました。

本市では、平成 25 年度は 167 事業所(平成 24 年度は 171 事業所)から届出がありました。

1. 前年度と比較した届出状況について

PRTR法で指定された第一種指定化学物質は、平成 22 年度届出分まで 354 物質でしたが、平成 22 年度の改正により、現在は 462 物質となっています。平成 25 年度には、本市の事業所からは 167 件の届出があり、環境への排出量の合計は 1,884,029kg/年、事業所外への移動量の合計は 7,372,683kg/年でした。前年度と比較すると排出量、移動量ともに減少していますが、ダイオキシン類(以下、「DXN類」という。)については増加しています。

表1. 前年度届出との比較

把握年度	H21	H22	H23	H24	前年比
届出事業所数(件)	187	172	171	167	▲4
届出物質数(物質)	119	159	154	157	3
排出量合計(kg/年)	1,618,283	2,179,919	2,067,216	1,884,029	▲183,187
移動量合計(kg/年)	3,788,090	2,321,968	8,179,407	7,372,683	▲806,724
排出量:DXN類 (mg-TEQ/年)	5,106	4,585	2,685	3,471	786
移動量:DXN類 (mg-TEQ/年)	10,095	19,269	15,780	18,151	2,371

※ 排出量・移動量は少数第1位を四捨五入したものを集計している。集計方法により、端数が異なる場合がある。

※平成 22 年度把握分より、対象物質及び対象業種が拡大しているため、物質数が平成 21 年度比よりも大幅に増加している。

2. 事業所からの届出状況について

市内の24業種から届出があり、業種別では燃料小売業の74件が最も多く、次いで、製造業の73件の順となっています。業種別の届出件数、排出量・移動量の内訳は表2-1に示すとおりです。DXN類を除く排出量、移動量では製造業が全体の97%以上を占めています。DXN類については、排出量は製造業が全体の94%以上、移動量は一般廃棄物処理業が全体の87%以上を占めています。

表2-1 業種別届出状況

業 種	届出数	排出量合計 (kg/年)	移動量合計 (kg/年)	DXN類 排出量合計 (mg-TEQ/年)	DXN類 移動量合計 (mg-TEQ/年)
製造業	73	1,839,334	7,369,133	3,293	253
電気業	3	6,000	2,250	-	-
下水道業	4	9,543	0	0	0
倉庫業	1	2,600	0	-	-
燃料小売業	74	15,451	0	-	-
一般廃棄物処理業 (ごみ処分業に限る。)	8	67	0	174	15,798
産業廃棄物処分業	2	10,766	0	5	2,100
医療業	1	99	1,300	-	-
教育機関・研究所	1	170	0	-	-
合 計	167	1,884,030	7,372,683	3,471	18,151

※ 量及び割合については少数第1位を四捨五入。以下同じ。

2－(1) 製造業のうち排出量が多かった業種

環境への排出量が多かった業種は表2－2のとおりです。上位5業種の合計は 1,414,248kg/年で、製造業の全排出量 1,839,334kg/年の 76%以上を占めていました。

表2－2 製造業における環境への排出状況

	業種コード 業種	排出量(kg/年)	割合(%)
①	3140 船舶製造・修理業, 船用機関製造業	474,600	25.8
②	2000 化学工業	293,442	16.0
③	2300 ゴム製品製造業	259,520	14.1
④	2800 金属製品製造業	240,844	13.1
⑤	3100 輸送用機械器具製造業	145,842	7.9
	合 計	1,414,248	76.9

2－(2) 製造業のうち、移動量が多かった業種

事業場外への移動量が多かった業種は表2－3のとおりです。鉄鋼業と化学工業で製造業の全移動量 7,369,133kg/年の 96%以上を占めており、上位 5 業種の合計は 7,309,910kg/年で、全移動量の 99%以上を占めています。

表2－3 製造業における事業場外への移動状況

	業種コード 業種	移動量(kg/年)	割合(%)
①	2600 鉄鋼業	6,152,490	83.5
②	2000 化学工業	949,545	12.9
③	2060 医薬品製造業	157,640	2.1
④	3100 輸送用機械器具製造業	25,457	0.3
⑤	2800 金属製品製造業	24,778	0.3
	合 計	7,309,910	99.1

3. 届出された排出量及び移動量の状況について

排出量、移動量の合計は、9,256,712kg/年で、排出先又は移動先別の状況は、表3-1のとおりです。排出量は 1,884,030kg/年(20.3%)、移動量は 7,372,683kg/年(79.6%)となっており、廃棄物として事業場外への移動、大気への排出の割合が高くなっています。

表3-1 排出先別又は移動先別の内訳

排出先又は移動先の区分		量 (kg/年)	割合 (%)	DXN類 (mg-TEQ/年)	割合 (%)
環境への排出 (1,884,030kg/年)	大気	1,787,407	19.3	3,453	16.0
	公共用水域	96,623	1.0	18	1.0
	土壌	0	0.0	0	0.0
	事業場における埋立処分	0	0.0	0	0.0
事業場外への移動 (7,372,683kg/年)	下水道	0	0.0	0	0.0
	廃棄物	7,372,683	79.6	18,151	83.9

3－(1) 環境への排出量が多かった物質

環境への排出量が多かった上位 5 物質の合計は、表 3－2 のとおり 1,635,697kg/年であり、全排出量 1,884,029kg/年の 86%以上を占めていました。

表 3－2 物質別の環境への排出量

		量(kg/年)	割合(%)	主な用途
①	キシレン	648,235	34.4	合成原料、ガソリン 灯油成分、溶剤等
②	トルエン	385,767	20.5	合成原料、ガソリン 成分、溶剤等
③	エチルベンゼン	325,814	17.3	合成原料、溶剤等
④	ノルマルヘキサン	242,391	12.9	溶剤等
⑤	1,2,4-トリメチルベンゼン	33,490	1.8	溶剤、合成原料等
	合 計	1,635,697	86.8	

3－(2) 大気への排出量が多かった物質

大気への排出量が多かった上位 5 物質の合計は、表 3－3 のとおり 1,634,938kg/年であり、大気への全排出量 1,787,406kg/年の 91%以上を占めていました。

表 3－3 物質別の大気への排出量

		量(kg/年)	割合(%)	主な用途
①	キシレン	647,640	36.2	合成原料、ガソリン 灯油成分、溶剤等
②	トルエン	385,728	21.6	合成原料、ガソリン 成分、溶剤等
③	エチルベンゼン	325,713	18.2	合成原料、溶剤等
④	ノルマルヘキサン	242,367	13.6	溶剤等
⑤	1,2,4-トリメチルベンゼン	33,490	1.9	溶剤、合成原料等
	合 計	1,634,938	91.5	

3－(3) 公共用水域への排出量が多かった物質

公共用水域への排出量が多かった上位 5 物質の合計は、表 3－4 のとおり 86,461kg/年であり、公共用水域への全排出量 96,623kg/年の 89%以上を占めていました。

表 3－4 物質別の公共用水域への排出量

		量(kg/年)	割合(%)	主な用途
①	モリブデン及びその化合物	25,600	26.5	合金の原料等
②	ほう素化合物	21,971	22.7	ガラス繊維用添加剤等
③	ふっ化水素及びその水溶性塩	18,594	19.2	合成原料、エッチング剤等
④	マンガン及びその化合物	14,861	15.4	合金の原料等
⑤	亜鉛の水溶性化合物	5,435	5.6	塗料・めっき材等
	合 計	86,461	89.5	

3－(4) 事業場外への移動量が多かった物質

事業場外への移動量が多かった上位 5 物質の合計は、表 3－5 のとおり 6,679,452kg/年であり、全移動量 7,372,683kg/年の 90%以上を占めていました。なお、移動量は下水道への移動はなく、全て廃棄物としての移動でした。

表 3－5 物質別の事業場外への移動量

		量(kg/年)	割合(%)	主な用途
①	マンガン及びその化合物	5,075,061	68.8	合金の原料等
②	クロム及び三価クロム化合物	915,722	12.4	ステンレス鋼等
③	トルエン	303,485	4.1	合成原料、ガソリン成分、溶剤等
④	ふっ化水素及びその水溶性塩	260,001	3.5	合成原料、エッチング剤等
⑤	キシレン	125,183	1.7	合成原料、ガソリン灯油成分、溶剤等
	合 計	6,679,452	90.6	

4. 特定第一種指定化学物質の排出量及び移動量の状況

第一種指定化学物質のうち、人に対する発がん性があると評価されている物質は特定第一種指定化学物質に指定され、現在 15 物質があります。届出があった物質は 11 物質で、表3-6 のとおりです。排出量の合計は 19,106kg/年で全体の排出量の 1.0%、移動量の合計は 153,107kg/年で全体の移動量の 2.1%でした。

表3-6 特定第一種指定化学物質の排出量・移動量

物質名	届出数	排出量合計 (kg/年)	移動量合計 (kg/年)	排出・移動量合計 (kg/年)
石綿	2	0	2,250	2,250
エチレンオキシド	3	130	0	130
カドミウム及びその化合物	9	0	0	0
六価クロム化合物	12	3	870	873
鉛化合物	11	0	110,000	110,000
ニッケル化合物	11	2,964	25,611	28,575
砒素及びその無機化合物	9	3	0	3
1,3 ブタジエン	2	139	130	269
ベンゼン	88	6,879	12,012	18,891
ホルムアルデヒド	12	8,988	2,234	11,222
合 計		19,106	153,107	172,213

物質名	届出数	排出量合計 (mg-TEQ/年)	移動量合計 (mg-TEQ/年)	排出・移動量合計 (mg-TEQ/年)
DXN類	26	3,471	18,151	21,622

5. その他

(1) 数値の取扱上の留意点

事業場が届出を行った排出量, 移動量は, PRTR 法施行規則で定められた方法のうち事業場が適当と判断した方法により算出したもので, 必ずしも実測値に基づくものではなく, 推測値もあります。

(2) 開示請求への対応について

事業所ごとの個別の届出データについては, 国(環境省及び経済産業省)のホームページ上で公表されています。また国に対して開示請求を行なうこともできます。